

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第61号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年香川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第4号様式中「㊟」及び注を削る。

第6号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第8号様式及び第9号様式中「㊟」及び注を削る。

(浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第4号様式、第5号様式、第7号様式及び第8号様式中「㊟」及び備考を削る。

第10号様式中「㊟」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則)

第3条 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則(平成3年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「ポリクロリネイテッドビフェニル」を「ポリ塩化ビフェニル」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則(平成14年香川県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」及び備考4を削る。

第5号様式中「㊟」及び備考5を削る。

第7号様式及び第8号様式中「㊟」及び備考3を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第3条中産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第2条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。